第4章

計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済 などの広範囲にわたっていることから、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健所、警察などの関係機関との連携のもとに、総合的な取組を図っていきます。

(2)計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握を行い、達成状況をチェックしていくことが必要です。

そのため、庁内に設置された「武蔵村山市次世代育成支援行動計画推進委員会」に おいて、目標事業量等をもとに各年度の実施状況を把握・点検し、計画の着実な推進 を目指します。

(3)計画の見直し

本計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年度とする 6 か年計画ですが、社会情勢や国の施策動向など時代の変化に対応するため、計画期間においても必要に応じて見直しを行います。

2 市民との協働

(1) 市民との協働体制の推進

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協働が不可欠です。

そのため、子どもにかかわる民間団体等との連携を図るとともに、地域、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進します。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容は、広報紙や市ホームページ等により、広く市民に周知するとともに、計画の実施状況について毎年度、公表していきます。

